

# 会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第25回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和3年10月4日（月） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、秋谷公臣委員、平田新子委員、徳本光香委員、岡田繁委員 岩田議長、血脇副議長		
欠席者	欠席者 和田健一郎委員		
	議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事		
	執行部 笠井市長、中村総務部長、高山総務課長		
<b>【会議の概要】</b>			
議題			
(1) 追加議案の取り扱いについて			
(2) 会議規則の改正について			
(3) その他			
《決定事項等》			
(1) 追加議案の取り扱いについて			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加する案件は、「報告第5号 専決処分について」、「報告第6号 専決処分について」、「議案第18号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第19号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第6号）」、「令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）」の報告2件、議案3件。</li> <li>・追加議案の取り扱いについては、10月7日の日程に追加し、日程第15 議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の採決後に一括上程し、日程第16として、報告第5号、日程第17として、報告第6号、日程第18として、議案第18号、日程第19として、議案第19号、日程第20として、議案第20号を追加し、委員会付託を省略して審議する。</li> </ul>			
(2) 会議規則の改正について			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付した発議案の一部修正（第2条第2項及び第91条第2項の「前項の規定にかかわらず」を削除）した内容とする。</li> <li>・10月7日の本会議に提案する。</li> </ul>			
(3) その他について			
なし			

白井市議会運営委員会

日時：令和3年10月4日（月）

午前10時

場所：白井市役所本庁舎4階

大委員会室

-10時 開会-

○石井議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。9月議会も残すところ、あと1日ということで、それに向けての追加議案等の議会運営委員会、慎重なる審議をお願いしたいと思っております。それでは、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和3年第3回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

市から提案いたしました案件は、専決処分についての報告が2件と、議案といたしましては、白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、令和3年度白井市一般会計補正予算について及び令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算についての3議案となります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和3年第25回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）追加議案の取扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 皆さん、おはようございます。

今回、令和3年第3回市議会定例会に追加提案いたしました案件の概要について御説明をいたします。

資料を基に説明いたしますので、そちらを御覧ください。

報告第5号 専決処分について、所管課は健康課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和3年9月6日に専決処分を行いましたので報告するものでございます。

内容につきましては、市が相手方の医療機関に設置をいたしました蓄電池の機能停止により、当該医療機関にある冷蔵庫が停止をし、庫内に保管していた各種ワクチンの廃棄が発生したことから、代替品の購入が必要となり、相手方に損害が発生したものでございます。

賠償の相手方は、市内に医療機関を置く法人でございます。

損害賠償の額は31万1,295円。

示談日は令和3年9月6日となります。

報告第6号 専決処分について、所管課は同じく健康課となります。

報告第5号に関連いたしますが、議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の和解について、令和3年9月8日に専決処分を行いましたので報告するものでございます。

内容は、報告第5号の案件において市が支払った賠償金について、機能が停止した蓄電池は、あらかじめ、販売者である相手方から当該医療機関の冷蔵庫に対応可能な商品として提示をされ購入したものであったことから、当該賠償相当額を相手方の負担とし和解をしたものでございます。

和解の相手方は、株式会社センチュリー。

和解の内容は、相手方は、市が購入した蓄電池9台について返品に応じた上で、新たに冷蔵庫の起動電力に対応した上位機種9台を市に販売するものとし、その際、市が医療機関に支払った賠償相当額31万1,295円と販売代金の一部を相当額で相殺するものでございます。

和解日は令和3年9月8日となります。

続きまして、議案第18号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課となります。

本件は、さきの30日に本会議で撤回の承認を頂きました議案第7号に替わります新たな条例となります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、3歳未満の乳幼児のみを受け入れる特定地域型保育事業において、在籍児童の保育の終了に際し、当該児が引き続き教育または保育を受けることができるよう必要な措置が講じられている場合は、連携施設のうち終了後の受入れ先に係るものの確保を不

要とするものでございます。

特定教育・保育施設等が、書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備を行うものでございます。

施行期日は公布の日を予定しております。

本件については、この後の議員全員協議会のほうで詳細を説明することになっております。

議案第19号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第6号）について、所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,347万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億2,421万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、売上げが大きく減少している中小企業等の事業継続及び立て直しの支援を目的といたしまして、国の地方創生臨時交付金を活用し、千葉県中小企業等事業継続支援金と連動した上乗せ支援金を支給するため、所要額を計上するものでございます。

もう一つが、県内において発生した児童の交通事故を受け、市小中学校PTA連絡協議会からの要望及び学校等で選定をした箇所を関係機関等と合同点検した結果、必要な安全対策が明らかになった箇所について、速やかに安全対策を講じるため所要額を計上するものでございます。

もう一つが、繰越明許費となります。

工業団地アクセス道路整備事業（市道00-136号線道路改良工事）に係る繰越明許費を追加するものでございます。

この補正内容につきましても、この後の議員全員協議会で、詳細については御説明をする予定でございます。

最後になります。

議案第20号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について、所管課は高齢者福祉課となります。

白井市緊急通報装置事業業務委託の契約方法をこれまでの単年度契約から複数年の契約とするため、令和3年度からの債務負担行為を設定するものでございます。

本件についても、この後の議員全員協議会で御説明をする予定となっております。

以上で、追加いたします議案の概要についての説明といたします。

以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 補足説明がないようですので、執行部の部課長さん、退出をお願いいたし

ます。

〔執行部退出〕

○伊藤委員長 それでは、次に事務局より、追加議案の取扱いについて説明を求めます。  
議会事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、議案等の追加提案を受けまして、10月7日、木曜日の議事日程について説明をさせていただきます。

御手元に配付の議事日程（案）を御覧ください。

ただいま執行部からの説明がありました追加提案の専決処分2件、条例の一部改正1件、補正予算2件につきましては、日程第15、議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の採決後に一括上程をいたします。

日程第16として、報告第5号 専決処分について。日程第17として、報告第6号 専決処分について。日程第18として、議案第18号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。日程第19として、議案第19号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第6号）。日程第20として、議案第20号 令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）を追加いたします。

なお、委員会付託を省略し、当日、質疑等の採決で審議をお願いしたいと思います。

次に、会議規則の一部改正を予定しております。

次の議題（2）で協議をしていただくこととしておりますが、発議案の締切りが明日2日までということになっておりますので、ほかに発議案等の提出をされた場合には、日程に順次追加していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が議事日程（案）でございます。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま議会事務局長より説明がありました議事日程（案）について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、追加議案の取扱いについては、事務局から提案のとおり、10月7日の日程に追加し、日程第15、議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の採決後に一括上程し、日程第16として、報告第5号 専決処分について。日程第17として、報告第6号 専決処分について。日程第18として、白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。日程第19として、令和3年度白井市一般会計補正予算（第6号）。日程20として、令和3年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）を追加し、委員会付託を省略して審議するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、続きまして、議題の（２）会議規則改正についてを議題とします。

今回の会議においては、前回決定した改正内容について、発議案の形に整えたものを配付してありますので、発議案について協議いただき、決定していきたいと思います。

最初に、事務局長から説明をします。

議会事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、会議規則の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、８月５日の第22回議会運営委員会で、改正内容について協議いただき決定した内容になります。

今回、総務課の法務担当に文言等を確認していただきまして、発議案の形式に整えたものであります。

改めまして、改正の概要について御説明いたしますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、改正の一つ目は、欠席事由になります。第２条及び第91条の改正は、本会議や委員会への欠席事由として、標準会議規則に明記されております出産について、その産前産後の期間も配慮した規定とすること。

また併せて、育児、看護、介護についても、明文化するように要請をされたものです。

市の会議規則では、平成29年に既に出産についての欠席事由を規定はしております。今回の改正では、第２項で産前産後の規定を加えるとともに、第３号に育児、看護、介護について明記をしたものです。

なお、第２号については、第２項で、当人が対象となる場合を定めていることから、当人となる第２条第１項第２号では「議員」、91条第１項第２号では「委員」となっているものを削るものになります。

次に、52条の改正は、現状の規定内容と現実が合っていないとの指摘があったことから、発言の要求について、「起立して」「議長」と呼び、議席番号をつけることになっておりますが、これを「挙手をして」「議長」と呼ぶことに見直しをするものです。

次に、139条の改正は、デジタル化政策の一環として進めている押印の廃止についての改正になります。

請願者に対し、提出時に求めている「署名押印」を「署名又は記名押印」に改正を行うものでございます。

この改正の考え方は、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願の要件を満たさない事態は、請願権の行使に反するおそれがあるということから、押印の廃止にとどめず記名押印を残すことにしたものになります。

以上が改正の内容でございますが、本会議規則の提出者につきましては、議会運営委員会から提出をしていただくことを予定しております。10月7日の最終日に議題となりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長 説明が終わりました。

では、この件について何かございましたら、発言をお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 すごくよく整えていただいて、ありがたいなと思うのですが、2条と91条の2項のほうですね。議員が出産のために出席できないときのことを定めていると思うのですが、まず、全体で「前項の規定にかかわらず」というのが入っているというのは、何か理由ありますか。これがなくても、議員が出産のため出席できないということを定めているので、なくてもいいのかなと今思ったのですが、そこ、もし何かこういう理由でというのがあったら、教えていただきたいのですが。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 現行のほうは「議員又は」、第2号のほうですね。「議員又は議員の配偶者が出産する場合」ということで、「議員」のほうは別に定めることになったことから、今回第2項に移したものでございます。今御指摘のとおり、「前項の規定にかかわらず」という部分で、「議員又は配偶者」というふうになっていたものを改めたものでございますので、この点について、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○伊藤委員長 今、局長の説明があったように、これは内容的なものじゃなくて、書き方の問題なので、また総務課のほうに確認することで。

○石井議会事務局長 もう一度。

○伊藤委員長 もう一度確認してもらおうということでよろしいですか。

○柴田委員 はい。

○伊藤委員長 ほかに何かございますか。

平田委員。

○平田委員 あくまで参考としてお聞きしたいのですが、現行のほうで「起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ」とありますけれども、これをやっている方を見たことないし、私たちも議員になって、こういう、私の読みが足りなかったのですが、改訂されたら関係なくなるからいいようなものの、こういうことを皆さん実行されてきたのかなと思ったりして。じゃあ、実行もしていないので、今回削除するという理解でよろしいですか。

○伊藤委員長 現行と明らかに違って、最近こういうふうな形に変わったわけじゃないので、改正を忘れていたというのか、しなかったというのか、そういった部分ですので

御了承願いたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、「前項にかかわらず」という部分だけ、総務課のほうでもう一度確認していただくということでよろしくをお願いします。

それで、7日の日に、これは議会運営委員会の皆さんの署名をもって発議案提出ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定させていただきます。

○柴田委員 いつまでに署名してくださいとか。

○伊藤委員長 署名。

○石井議会事務局長 署名は、あしたまでが発議案の締切りになっています。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 署名等につきましては、書式の確認等をさせていただきまして、他の発議案が5日、明日中の締切りになっておりますので、6日以降、カウンターのほうに用意しておきたいと思っておりますので、委員の皆様のお署名をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 よろしいでしょうか。カウンターのほうで。

署名は最悪、7日の日というわけにはいかないの。

○石井議会事務局長 大変失礼しました。今日、全協が終わった後に、その辺も含めてお伝えできるように準備させていただきます。失礼しました。

○伊藤委員長 分かりました。鑑に署名しますので、内容のほうはまた確認しますけれども、鑑のほうに署名を本日していただくということでよろしくお願ひいたします。

ほかは大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題の（3）その他についてを議題とします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですか。

ないようでしたら、次に、議長から何かありましたらお願ひいたします。

○岩田議長 ありません。

○伊藤委員長 それでは、続きまして、事務局から何かございましたらお願ひいたします。

○石井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 ほかにはないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会とします。

慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

-10時24分 閉会